

未 定 稿

地域主権確立のための改革提案

～補助金の一括交付金化～

平成22年10月7日

大阪府知事 橋下 徹

(地域主権戦略会議議員)

一括交付金の検討に向けて

現状・問題点

- * 補助金は、国と地方の「融合」の典型。国による全国基準に基づき、国が交付決定し、地方が執行。地方の実情に応じた現場の臨機応変な対応は”基準外”とされ、国は対象外として補助金の返還を求める
- * 結果として、補助金獲得のために、地域の実情にそぐわない「仕様変更」など、本末転倒な実態が発生

改革の方向性

- * “めざすべき「国のかたち」”(「融合」から「分離」)に向けたステップ〔過渡的段階〕として、補助金の一括交付金化を検討することが必要

	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)	
		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策
定義	『全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの』	『国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの』	『地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの』
権限・責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：制度の企画・立案 ※最低限の基準を維持するための助言・指導等を含む ◆地方：国から委託を受け執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：目安となる基準の提示 ◆地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国：なし ◆地方：自らの判断で執行
財源	フルコスト委託金 (国が全額財源確保)	<div style="text-align: center;"> <p>一括交付金 [過渡的段階]</p> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地方税(税源移譲) + [財源調整] </div>	

職業能力開発校設備整備費等補助金の場合

(補助金の概要) 雇用保険法に基づき、都道府県立職業能力開発校などの建物・機械整備を対象

教室、実習室、倉庫などの施設設備や、各種機械工具にいたるまで、個別に詳細な補助基準を設定

例) 基準面積: 教室60㎡、図書室40㎡、空調設備科工具室10㎡等 補助単価: 体育館53,300円/㎡、講堂76,810円/㎡等

【例1】・・・車両置場

実習作業で使いやすいように、自動車整備科の車両置場を実習場と一続きのフロアで整備した。

しかし会計検査において、国から「両者に明確な区分がなく、また、車両置場の一部に器材が置いてあったため、車両置場とはみなせない」という解釈が示された。

⇒実態として区分し使用してきたこと、区分をより明確化するためのラインを引いたことなどから、補助金の返還は要しないとされた。

【例2】・・・図書室

常に最新の就職関連情報が提供できるように、インターネット機能による情報提供を中心に考えた図書室を設置した。

しかし会計検査において、国から「図書室とは書架があり、一定量の図書が整備されている等外見的に図書室としてみなせることが必要」という解釈が示された。

⇒補助金を返還することとなった。

- * 国が、予め補助基準を漏れなく定めることは無理。現場のニーズを無視し、形式のみを追求している実態は、補助金交付自体が目的化
- * 職業能力開発校の整備は本来「ナショナルスタンダード」の事務
国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するのがあるべき姿
地方の裁量で実施できるよう、財源を地方に移管すべき

〔事例〕一見、自由度が高く見えるが、従来型補助金と同じ仕組み

安心こども基金(子育て支援対策臨時特例交付金)の場合

- (基金の概要)
- ・新待機児童ゼロ作戦(H20開始)と経済対策に呼応し、平成20年度第2次補正予算により造成
 - ・客観的基準により地方に配分。また、各事業区分ごとに配分
 - ・「基金管理運営要領」で、事業区分ごとに補助対象、補助率、事業実施期限等を規定
- ※事業区分(例)保育所の整備と保育従事者の質の向上等、認定こども園の整備(厚労省・文科省)、ひとり親家庭等への支援の拡充 等

府民のニーズと合わない

【例1】保育所の整備

市町村の平成22年度予算編成が終わった後で、国から交付金が追加配分されたが、基金を使った整備の実施期限は22年度中に制限

そのような短期間で事業を進めることは困難であり、待機児童解消のための保育所整備につながらなかった

【例2】ひとり親家庭の在宅就労支援

安定収入確保や子育てとの両立のため、ひとり親の就職、再就職支援のニーズは高いが、基金の支援対象は在宅就労に限定

現実には、在宅で必要な収入が得られる仕事はほとんどなく、在宅就労を望む府民ニーズは限定的

地方負担がないと事業ができない

通常の補助事業と同様の地方負担が必要なため、財政状況の厳しい自治体には実施できる事業量に限界

タテ割りで必要な事業にお金が回らない

事業区分ごとの配分額は国が決定、流用には大臣協議が必要。省庁を超えた流用は不可

(認定子ども園：厚生労働省分⇄文部科学省分)

**結局、府基金 約200億円のうち約61億円が府民ニーズに活かせない
(大阪府だけではなく、全国的に基金が活用しきれていない)**

- * 従来型の補助金を束ねるだけでは必要なお金には回らない
- * 一括交付金化にあたっては、地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすべき

安心子ども基金を活用した特別支援事業(子ども手当代替事業)の場合

- (概要)
- ・ 児童養護施設に入所している親のいない子ども等に、子ども手当相当額が行き渡るよう支援
 - ・ 平成22年度においては、安心子ども基金で、特別の支援を行うことができる
(平成23年度以降については別途検討)
 - ・ 事業実施者(里親、児童が入所する施設の長)に手当相当額を助成、事業実施者が児童に特別支援を実施
※特別支援…物品購入に係る経費、趣味、会食、旅行等の活動に要する経費(金銭給付除く)

厚生労働大臣の政治的決断で代替制度が実現。そのことはすばらしいが…

子ども手当は現金給付。

なぜ、その代替事業である特別支援事業には、金銭給付が認められないのか？

金銭給付が不可能なら、せめて国債などの債券購入を認めることはできないのか？

- ・ 保護者のいない入所児童のことを考えれば、物品購入や趣味・旅行・会食のみに消費(乳幼児については消費も不可能)しても自立支援的な効果は疑問。預貯金を認めてはどうか
- ・ たまたま、実現手段として選択した安心子ども基金のルールに金銭給付が認められていないがために、特別支援事業に金銭給付が認められないのは本末転倒

安心子ども基金事業の運営要領には、個人に金銭給付を行うことは対象としない旨規定

* 事業本来の趣旨より「基準の遵守」という役所の論理が優先

* 子ども手当のような全国一律の現金給付は国の権限・財源・責任で実施
よりよい制度設計のために、サービスを受ける住民の側の合理性・現場の声を尊重すべき

※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。